

令和4年那審第2号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和3年8月6日23時00分  
沖縄県国頭郡本部町水納島西方沖合
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 13.66トン  
登 録 長 13.70メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 88キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、昭和57年3月に進水し、平成10年6月に小型船舶検査機構の検査を受けた、漁ろう以外のことをする場合の最大搭載人員が船員3人及び旅客12人のFRP製小型兼用船で、舵輪、機関遠隔操縦レバー、自動操舵装置、レーダー、GPSプロッター等を装備した操舵室を船体後部寄りに設け、同室下方に機関室が区画され、重量約10キログラムのステンレス製3爪錨1個を左舷船首甲板に備えていた。

#### (2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）航行時間帯を昼間に限定された現有免許を取得していた。

そして、a 受審人は、平素、昼間に出漁して夜間に帰漁する予定の場合には、小型船舶操縦士の操縦免許を受有する者を乗り組ませていた。

#### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、小型船舶操縦士の操縦免許を受有する1人を含む知人4人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、花火大会を観覧する目的で、船首0.20メートル船尾1.06メートルの喫水をもって、令和3年8月6日18時30分沖縄県牧港漁港を発し、同県残波岬南方沖合を經由する予定で、同岬北方沖合に向かった。

ところで、a 受審人は、Aを牧港漁港の岸壁に係留する際、いずれも直径24ミリメートルの合成繊維製係留索2本を船尾部から、同索1本を船首部（以下「船首係留索」という。）からそれぞれ繰り出し、岸壁の係船柱に係止していた。そして、平素、投錨する際

には、左舷船首甲板に備えた錨に船首係留索を連結し、同索を錨索として兼用していた。

a 受審人は、各知人を船尾甲板に座らせ、レーダー及びGPSプロッターを作動して操船に当たり、19時13分残波岬沖合を航行していたとき、日没時刻を迎えたものの、同乗者が小型船舶操縦士の操縦免許を受有しているため、自ら操船できると見込み、同操縦免許を受有している同乗者と操船を交替するなど、昼間に限定された航行時間帯を遵守しなかった。

a 受審人は、20時30分残波岬北方沖合に到着し、漂泊しながら花火大会の観覧を終えたのち、釣りを行ってから帰途に就くこととし、21時00分同沖合を発進して同岬北方約13海里にあたる、水納島西方沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、水納島周囲にさんご礁が拡張していることを承知していたので、GPSプロッター画面に当たって同島周囲の水深約15メートル付近水域に至れば、針路を前示釣り場に向け機関を極微速力前進にかけて寄せるつもりで航行した。

a 受審人は、22時30分水納島灯台から247.5度（真方位、以下同じ。）1.04海里の地点で、針路を水納島西方沖合の釣り場に向く034度に定めて自動操舵とし、機関を極微速力前進にかけ、1.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、GPSプロッター画面で船位を確かめながら続航し、22時45分水納島周囲に拡張するさんご礁まで約150メートルにあたる、水納島灯台から265度1,370メートルの地点に至ったとき、急に主機が自停したことを認め、機関室の各機器を点検するため投錨することとしたが、主機を再始動することに気が焦り、船首甲板上付近を目視するなど、錨と錨索との連結確認を十分に行

わなかったので、錨に錨索を連結していないことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、船首甲板上を作業灯で照らして投錨した直後、錨を喪失したことに気付くとともに折からの波浪により左回頭しながら水納島西岸に向かって圧流されていることを知り、急ぎ機関室に移動して各機器の点検を終え、23時00分僅か前操舵室に戻り主機を再始動したものの、効なく、23時00分水納島灯台から272.5度1,220メートルの地点において、Aは、船首を330度に向けて同島西方沖合のさんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、日没時刻は19時13分で、視界は良好であった。

乗揚の結果、折からの波浪により水納島の海岸に打ち寄せられて大破し、引き付けられないまま廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、昼間に限定された航行時間帯を遵守しなかったばかりか、航行中、水納島西方沖合において、主機が自停し、投錨する際、錨と錨索との連結確認が不十分で、錨に錨索を連結しないまま投錨して錨を喪失し、波浪により同島西岸に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、航行中、水納島西方沖合において、急に主機が自停したことを認め、機関室の各機器を点検するため投錨することとした場合、平素から船首係留索を錨索として兼用していたのだから、錨を喪失することのないよう、船首甲板上付近を目視するなど、錨と錨索との連結確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、主機を再始動することに気が焦り、錨と錨索との連結確認を十分に行わなかった職務上の過失により、錨に錨索を連結していないことに気付かないま

ま投錨して錨を喪失し、波浪により水納島西岸に向かって圧流されて同島西方沖合のさんご礁に乗り揚げる事態を招き、廃船するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文